

防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校や家庭に居場所がない子どもやヤングケアラー等、支援を必要とする子どもを含めた地域のこどもの居場所づくりを推進し、全ての子どもが地域の見守りの中で健やかに成長できるまちづくりを目指すことを目的とし、予算の範囲内において防府市こどもの居場所づくり事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体とする。

- (1) 次のいずれかに登録している団体であること。
 - ア 幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会
 - イ 防府市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン
 - ウ 山口県子ども食堂登録制度
 - エ やまぐち子育て県民運動子育て応援団(サポート会員)
- (2) 市内に主たる活動場所があること。
- (3) 運営の趣旨や方法を記載した団体の会則、規約、定款、設立趣意書等があること。
- (4) 国や地方公共団体から委嘱を受けた団体ではないこと。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
- (6) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員に不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)でないこと。また、団体の構成員に同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有するものが含まれていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で実施すること。

- (2) 年間を通じて定期的かつ継続して開催すること。
- (3) 1 回の開催時間が 2 時間以上でありかつ平均月 2 回以上実施すること。
ただし災害等やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 概ね 18 歳未満の子どもを対象に、以下の活動のいずれかを実施し、かつ、子どもが気軽に立ち寄り、安心して過ごす場を提供すること。
 - ア 食事の提供
 - イ 学習の支援
 - 宿題の見守り、学習のサポート、外国籍の子どもへの日本語指導等
 - ウ 課外活動等体験の提供
 - 園芸、農作物の収穫体験、天体観測等
- (5) 営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行わないこと。
- (6) 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、事故防止、防犯、防災等安心安全な事業運営に配慮すること。
- (7) 補助対象事業の実施により発生するおそれのある事故に備え、当該事故による損害を補償するための保険に加入すること。
- (8) 子どもの話を傾聴し、支援が必要な子どもや家庭を把握した場合は、必要に応じて市や関係機関に連絡をすること。
- (9) 支援が必要な子ども及びその家庭の様子を見守り、必要に応じて市や関係機関と連携できること。
- (10) 翌年度以降も継続的に実施する見込みがあること。
- (11) 市から活動状況の報告や確認を求められた場合は、積極的に協力をすること。
- (12) 補助金の交付を受けようとする年度において、補助の対象となる経費について市から他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、交付対象となる経費が重複しない場合は、この限りでない。
- (13) 市が本事業実施団体を対象に実施する研修に参加すること。
(補助対象期間)

第 4 条 補助事業の補助対象期間は、第 7 条に規定する補助金の交付の決定日が属す年度の 8 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助事業に係る補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、前項の補助対象となる経費から、補助対象事業に係る収入額を控除して得た額（当該額に1,000円未満の端数があるは、これを切り捨てた額）とし、一団体につき年額100,000円を上限とする。
- 3 前項の収入額には、第3条第1項第3号に定める活動に対して、利用者から徴収する費用や、他の機関から支給される補助金を含むものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の請求をしようとする団体は、防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）及び関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象団体に係る書類
- (2) 補助対象事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付の決定をし、その旨を防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付の決定に際しては、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付の請求をしようとする団体は、補助金の交付の決定を受けたときは、防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象事業の中止・廃止に係る承認の申請等)

第9条 第7条の規定により決定を受けた団体は、補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、

遅滞なく、防府市こどもの居場所づくり事業補助対象事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助対象事業の中止・廃止の承認及び通知）

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、これを審査の上、承認の可否を決定する。補助対象事業の中止若しくは廃止については、こどもの居場所づくり事業補助対象事業中止・廃止承認通知書（様式第5号）により、団体に通知する。

2 市長は、第9条に規定する申請書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取消し、又はその決定を変更することができる。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日までに防府市こどもの居場所づくり事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 補助事対象業実績報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 帳簿及び領収書又はこれに代わるものの写し
- （4） 事業の実施状況を確認できる写真またはこれに代わるものの写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、当該実績報告が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、又は必要に応じ検査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市こどもの居場所づくり事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取り消し等）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助対象事業を補助対象期間中に中止若しくは廃止したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定及び交付後においても適用があるものとする。

3 第1項に規定する取消しをする場合は、防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第8号）を団体に送付するものとする。

（精算）

第14条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けた団体に対し防府市こどもの居場所づくり事業補助金返還命令書（様式第9号）により、速やかに返還を命ずるものとする。

(1) 第8条の規定により交付した補助金が、第11条の規定による実績報告書に基づき算定した額を超え、差額が生じるとき。

(2) 前条の規定により補助金の交付決定の一部及び全てを取り消したとき。

（関係書類等の整備）

第15条 事業者は、当該補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

（個人情報保護）

第16条 事業者は、補助事業の実施に当たって知り得た個人情報について、補助対象事業の実施の目的以外の目的に使用してはならない。

（検査等）

第17条 市長は、必要があるときは、実施団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		内容
報償費		講師に対する謝礼等（スタッフ経費を除く）
旅費		講師に対する交通費等
需用費	消耗品費	材料費、玩具、教材費等（1万円未満であって1年間程度で消耗するもの）
	食糧費 （賄材料費）	業務の遂行に必要な食材料費等（懇親会等、事業に直接関係しない飲食費は除く）
	印刷製本費	パンフレット印刷、写真現像等
	光熱水費	
役務費	通信運搬費	郵便料等
	保険料	損害保険の保険料等
使用料及び賃借料		会場使用料・賃借料等

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

名称及び

代表者名

防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付申請書

標記の補助金の申請のため、防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
 - （1）補助対象団体に係る書類（別添1）
 - （2）補助対象事業計画書（別添2）
 - （3）収支予算書（別添3）
 - （4）その他市長が必要と認める書類

別添 1

補助対象団体について

1 グループ名

2 活動拠点

3 会員数 人

グループ構成員名簿（別紙）

代表者 氏名

住所〒

(TEL - -)

会計責任者 氏名

住所〒

(TEL - -)

4 グループ設立年月日 年 月 日

5 会則・規約（別紙）

6 過去一年間の活動報告書（別紙）

別添 2

補助対象事業計画書

月	行 事	内 容
予定回数	合計 回	備考

別添 3

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

経費区分	予算額	詳細
市補助金		
合計		

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	予算額	詳細
合計		

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地
名称及び
代表者名

防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の交付の決定のあった標記の補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

金融機関名	
支店名	
預金種別	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

名称及び

代表者名

防府市こどもの居場所づくり事業補助対象事業中止・廃止承認
申請書

標記の補助対象事業の中止・廃止しますので、防府市こどもの居場所づくり
事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

記

補助金交付決定通知日	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者の氏名	
支援の種類	
事業中止・廃止日	

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市こどもの居場所づくり事業補助対象事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助対象事業について、次のとおり承認しましたので、防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、通知します。

承認申請日	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者の氏名	
支援の種類	
中止・廃止日	

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

名称及び

代表者名

防府市こどもの居場所づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付対象事業者決定を受け、事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

- （1）補助対象事業実績報告書（別添1）
- （2）収支決算書（別添2）
- （3）帳簿及び領収書又はこれに代わるものの写し
- （4）事業の実施状況を確認できる写真又はこれに代わるものの写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

別添 1

補助対象事業実績報告書

月/日(曜日)	行 事	内 容 (活動内容、参加人数など)
実施回数	合計 回 (内容別内訳 :)	

別添 2

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

経費区分	予算額	決算額	摘要
市補助金			
合計			

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	予算額	決算額	摘要
合計			

様式第7号（12条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市こどもの居場所づくり事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市こどもの居場所づくり事業補助金交付決定取消通知書兼
補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で通知したこどもの居場所づくり事業補助金交付決定について、下記の理由により交付決定を取消しますので、こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱第13条の規定により通知し、下記交付額の返還を請求します。

団体の名称	
団体の所在地	
代表者の氏名	
支援の種類	
取消理由	

返還決定額 金 円

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市こどもの居場所づくり事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で標記の補助金の確定に伴い、下記
のとおり補助金の返還金額を決定しましたので、防府市こどもの居場所づくり
事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

返還決定額 金 円